

## 第12回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日時：平成26年11月6日（木） 午後2時～4時30分
- 2 場所：小田原市役所 301会議室
- 3 出席者：前田委員長、神馬副委員長、島村委員、田代委員、久積委員、瀬戸委員、片野委員、石川委員、山崎委員  
事務局：市川課長、小川副課長、桂主査、小澤主査、木村主事
- 4 資料：
  - ・次第
  - ・資料1 市民活動応援補助金応募の手引き
  - ・資料2-1 市民活動応援補助金 第1次審査実施要領(案)
  - ・資料2-2 市民活動応援補助金 第1次審査採点表
  - ・資料3-1 市民活動応援補助金 第2次審査実施要領(案)
  - ・資料3-2 市民活動応援補助金 第2次審査採点表
  - ・資料4 市民提案型協働事業 採択事業一覧
  - ・資料5 市民活動団体における活動資金に関する調査結果
  - ・資料6 行政提案型協働事業に対する市民活動推進委員会からの意見
  - ・資料7 市民活動推進委員会からの意見をふまえた制度の見直しイメージ
  - ・資料8 (仮称)市民活動交流センターについて

### ■ 開会

委員長：ただいまから、第12回小田原市市民活動推進委員会を開会する。  
本委員会の会議は、原則公開となっているのでご承知おきいただきたい。傍聴の方においては、傍聴者の遵守事項をお守りいただきたい。  
議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いする。  
(事務局 配布資料の確認及び本日の流れの説明)

### ■ 議題1 市民活動応援補助金について

委員長：それでは議事に入る。議題1「市民活動応援補助金について」、事務局より説明をお願いしたい。  
(事務局説明)

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。  
本市であったかは定かではないが、プレゼンテーションの際、パワーポイントを使って発表している団体の中で、1枚のシート上にいくつもの情報を重ね、印刷すると重なって見られないものや、動画を出しているのを見たことがある。本市はプレゼンテーションの資料を4枚と制限しているが、このような形での発表をどう考えるか。

事務局：現在はそのようなことに制限を設けていない。パワーポイントというソフトの中で出来ることを団体が工夫しているという形である。結果として、そのような事例が審議に影響があれば、本委員会で統一の基準の設置をご検討いただきたい。

委員長：他の委員で、過去にそのような事例が気になった方はいるか。

委員：あまりに工夫を凝らし過ぎて見にくい物があった記憶はある。

委員長：1枚で分かるべき机上配布資料に色々な情報が重なっていると、その資料だけでは分からないことがある。パワーポイントの表示を見ながら説明を聞けば分かるが、手持ち資料だけでは重なって見にくくなると、少々差し支えがあると感じる。  
については、事務局で一度本件についてご検討いただき、第1次審査の行われる次の委員会ではどのようにするか審議したい。

事務局：次の委員会で検討できるように準備しておく。

委員長：その他のやり方に関しては、昨年と同様で進めていただきたい。

### ■ 議題2 市民提案型協働事業について

委員長：それでは次の議事に入る。議題2「市民提案型協働事業について」、事務局より資料に基づいて説明をお願いしたい。

(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：どのくらいの応募があったのか。

事務局：新規事業が2件、今年度実施している事業の継続が6件の計8件応募があり、継続事業6件が採択事業となった。なお、新規事業は第1次審査で不採択となった。

■ 議題3 調査研究テーマについて ア 市民活動における活動資金のあり方について

委員長：それでは次の議事に入る。議題3「調査研究テーマについて ア 市民活動における活動資金のあり方について」、事務局より資料に基づいて説明をお願いしたい。

(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：今回の調査結果には、活動資金に関すること以外にも興味深いことがある。それでは、ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：資料5「Q13団体の支出項目」の主なその他の内容に「通信費」と14団体が回答しているが、具体的にどんなことに使ったか分かるか。

事務局：14件すべてではないが、団体で作成した会報や、イベント周知のためのチラシなどの送付に費用がかかると記載していた団体がいくつかあった。

委員長：クロス集計を事務局に依頼することは可能か。例えばQ1を見ると、21年以上活動している団体が55あるが、設立時期ごとにNPO法人化しているところがどのくらいあるか。団体設立が古い方が、法人化率が高いか、事務局スタッフを持っているところが多いかなどを知るためにクロス集計ができるか。

また、今回の調査には「その他」という欄や自由記述が可能な欄があるが、それはすべてデータとして保存されているということではよろしいか。

事務局：何を視点にクロス集計をするかご指示いただければ可能である。基本的にはすべてデータ化されているが、調査項目とまったく関係ないことが記載されているものはデータ化されていない。

委員長：Q3に団体の主な活動分野がNPO法に基づいた分野で分類されているが、その他が11団体ある。具体的にはどのような団体か。

事務局：時折ボランティア活動を行っているが、自分たちの活動は親睦的要素がメインといった団体が主にその他を選択されていた。

委員長：Q5-1の事務局スタッフの給与の分類が870円を起点にしているがどのような理由か。

事務局：神奈川県を最低賃金を意識して870円とした。

委員長：小田原市において、このような調査をした時に最低賃金で分類することは決まっているのか。

事務局：市民提案型協働事業において、賃金の予算計上の仕方を応募の手引きに記載しているが、そこには、有償ボランティアと最低賃金を意識した説明をしていることもあり、このような分類をさせていただいた。市としての決まりはない。

委員長：これを時給とした場合、最低賃金を下回ることはあってはならない。これが、有償ボランティアということであれば問題ないものだと思う。回答いただいた方は、この問いに関して、有償ボランティアを時給に類推して回答したものか分かるか。

事務局：すべてについては分からないが、有償ボランティアとして支出していると記載のあった団体もあった。

委員長：Q17の活動資金に関して行政に望むことの回答に、「使いやすい補助金」に「対象の拡大」があるが、どういう団体がどのように拡大してほしいか分かるか。ご自身の団体では、応援補助金の対象になっていないから対象にして欲しいということか。

事務局：どのような団体が回答したかはすぐには分からない。対象の件に対しては、言われたように、応援補助金の対象になっていないから、対象にしてほしいという意見や、人件費など団体を運営する上で、必要な経費を対象にしてほしいという意見もあった。また、「手続の簡素化」を望む声もあったが、応援補助金の手続きを簡素化してほしいという意見が多かった。

委員長：本日の配布資料に、応援補助金の応募の手引き（資料1）があるが、ここに記載のある、「申請できる団体」に「小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民、本市に在学、在勤、在活動する方を含む、で構成する営利を目的としない団体です。法人格の有無は問いません。」とある。これに入

らないと認識している団体ではないということか。

事務局：Q17で回答した団体を含め、調査対象のほぼすべてが、応援補助金の対象団体になると思っている。「対象の拡大」は、「対象経費の拡大」を指していると感じた。

委員長：Q17に団体への委託とあるが、どのような団体が回答していたか。

事務局：ほとんどがNPO法人であった。福祉分野の活動団体が多かったと思う。

委員：回答をいただくまでの間に、問い合わせはあったか。

事務局：書き方に関する問い合わせは何件かあった。

委員：「何でやるのか」「なぜうちの団体に来たのか」などの問い合わせはあったか。

事務局：前回の委員会の中でご指摘があった、依頼文に本調査の趣旨や調査結果の使用方法について記載したこともあり、「何でやるのか」という問い合わせはなかった。

委員：趣旨に賛同いただけなかった団体は、提出していないということはあったかもしれない。

委員長：通常の社会調査から見ると、40%を超える回答率は非常に高い。

委員：持参された団体の方はいたか。

事務局：10団体程度、持参いただいた。

委員長：その際に、回答を活かすようにと言われた団体はあったか。

事務局：特段そのようなことを言われた団体はなかった。

委員長：今回はこの調査結果を元に活動資金に関する研究を行うことになっている。小田原における市民活動団体の活動資金が良いものになるようにして行きたい。事務局の方でこの集計を行うにあたり何か感じたことはあったか。

事務局：担当者の私見も含まれてしまうかもしれないが、いくつかお話しさせていただく。今回の調査対象はNPO法人と法人化していない団体に分かれるが、法人化されている団体の方が活動資金も大きい。年間予算が500万以上はほとんどがNPO法人である。法人化しているかないかで持っている活動資金が違っていると感じられた。活動年数が長い団体や人数が多いところは活動資金を持っているが、多くの団体は活動資金を持っていない。Q10を見ると、20%の団体は活動資金が5万円以下、10万円以下を入れると全体の3割である。1万円以下で活動している団体もあり、今後活動資金の課題を解決していくに当たって、どういった団体に視点を置いて話していくかによって集計の出し方を変えていく必要がある。

Q14活動資金が足りていると答えた団体のほとんどが、活動資金の少ない団体であった。活動が金額の中でできればよいので、足りていると考えているようである。自分たちはボランティア、社会奉仕という考えのもと活動しているので、ある資金の中で活動していく、必要なら会の中で集めていく、団体が自分たちで何とかすべきと書いている団体もあった。

Q17行政に望むことで、予算が少ない団体から、会議室の無料が多く出ていたが、サポートセンターの会議室を無料で提供されているおかげで活動できているという声があった。直接金銭ではない支援の仕方があると感じた。集計をしていた中で感じたことである。活動資金の課題を議論していただく中で、広いテーマであるので、どこに視点を置くのか、どういったポイントで見るとかなどで集計の仕方も変わってくると考えている。

委員長：今の内容を踏まえて、結果的に活動資金を潤沢にしていくという形につながる部分もあるので、自由にご意見をいただきたい。

論点は極めて多岐にわたってくるとは思うが、例えば事務局から説明のあった内容に関連付けていくつか申し上げると、法人化したいがなかなか踏み切れない、手続きが複雑でできないという団体には、サポセンでも行なっているとは思いますが、法人化へのサポートが継続的に必要である。法人が、業務内容の拡大に伴い、会計などを含めて運営を効率的に行なっていくための適切な運営方法のサポートや、NPO法ができて以降、ボランティア的な性格が強かったNPOが事業を行なうことが促進されてきた。団体の活動で作ったものを販売し、事業として収入を見込んでいく市民事業化のサポートもありうるのではないか。資金が足りているかどうかという説明で、現在は資金が足りているから現状のままできる範囲で活動している。

足りていない場合、資金が大きなネックである。自己資金を調達していくためにはやはり事業が大きなウェイトを占める。事業を通して活動に共感を得た方に会員、賛助

会員になってもらう、寄付を継続的にしてもらうなど、多様な資金調達の方法を認識していただき獲得に努力してもらう、というサポートも必要である。

寄付金について、残念ながら日本は欧米に比べて寄付文化が根付かないといわれている。現在小田原では認定NPO法人が2団体だが、認定NPO法人になれば寄付金控除という特典が出てくるので、寄付が促進される可能性が高まる。認定になることで団体にとってメリットがあり、市民の側にも寄付を通じて社会貢献しているという実感を持つことができる。認定NPO法人についての仕組みから始まり、どうすれば認定になれるかということを広報していく必要があるのではないかとということも論点になるかもしれない。

これも多岐にわたるが、使いやすい補助金について、現行の市民活動応援補助金を今後いかにによりよいものにしていくかにもつながっていくと思われる。

会議室減免について、事業収入が少ない多くの団体にとっては、会議室を無料または安く使えることはありがたいことで、その点を今後どう考えていくかも論点になるかと思う。

これに関連してでもかまわないし、それぞれ委員の皆様からご意見はあるか。

委員：市民事業という言葉があまり浸透していない。どういうものを市民事業というのかがよくわからないという状態ではないか。自分でもどういうものかという説明がうまくできない。自分たちの活動が市民事業だったのかという気付きが出てくるのかなと思う。

委員長：コミュニティビジネスと市民事業のある部分は重なり、ある部分は重ならない。コミュニティビジネスは、株式会社が収益を目指して行なう場合も含まれる。通常市民事業という場合、NPO法人がそもそも営利法人ではないので、事業収入は得るがそれによって収益が上がった場合、その収益を個人に帰属させないという大原則がある。営利か非営利かの違いだが、やっている内容は重複していることがある。事業やサービスを分類することは難しい。例えば京王電鉄と都営地下鉄は相互乗り入れにより切符一枚で乗れる。京王電鉄は株式会社で営利事業、都営地下鉄は東京都という行政の非営利事業だが、サービスはまったく同じである。その仕分けは難しい。団体の方もどんどん事業を行なって、市民事業で採算が取れるので、NPO法人をやめて採算ベースに乗せて株式会社化するというのもかまわないと思うし、その逆もある。川崎市で、環境にやさしいせっけんを作りたいという人たちが、NPO法がなかったので非営利で採算が取れないながら株式会社を作った。NPO法ができたときにNPO法人になったが、やっていることはほとんど変わっていない。その仕分けは難しいところがある。

委員：線引きが難しいということであった。自分の所属団体も、活動資金という面では会員の会費に頼っているところが大きい。ボランティアから会が立ち上がっているところが多く、市民活動応援補助金にしても営利目的ではないことが前提になっているので、営利目的ではないが事業収入があるということ不思議に思う。営利目的ではないが事業収入として確保ができることが疑問なので、そういったことを教えてもらい、アドバイザーとして周知してもらえたり、ここに問い合わせれば答えてもらえるという部門があると、全体的に敷居が低くなり、誰でも参加できる形になると思う。

委員長：販売はNPO法人のやることではないと思われる人も少なくない。そうではなく、販売を行なっているNPO法人はたくさんいる。このことを考えると、市民事業ということについての基本的な講演や講座を行なった方が良いかもしれない。

委員：Q4で法人化していない団体が多いが、法人化すると、どういうメリットと面倒があるのかがわからない。まず法人化して良いことを教えていただきたい。

事務局：NPOとして法人化するという点については、まず社会的に信頼度が増す。会員・賛助会員を増やす意味では法人格があると社会的に有効になる。NPO法人の認証は県が行っているが、県で認めているということを持ち札にして活動している団体も多い。さらに認定NPO法人になると、その団体に寄付をすると所得税控除を受けられるなど税法で定められているというメリットもある。

事務局：NPO法人という法人格を持つことで、契約の相手方として認められやすいということもある。

委員長：NPO法ができた当初から言われていた。市民活動団体が活動のためにビルの一室を

借りる、コピー機のリースをするなど、きちんと認証されて法人登記されているかどうかで、貸す側のやりやすさの度合いが違う。その辺りの違いは大きい。デメリットはなにかあるか。

事務局：法人化して登記することは必要なことではあるが、事業や決算状況などを関係官庁に報告する義務がある。書類の作成の煩雑さをデメリットと感じている団体も多いかと思う。

委員長：それらを面倒と思い、NPO法人を辞めているところも結構ある。年内に国内のNPO法人は5万に達すると思うが、解散している団体もそれなりにある。作りやすいが辞めやすい仕組みでもある。

今いろいろと意見をいただいたので、事前に事務局で今回出した意見をまとめて体系的にさせていただき、次回それをもとに議論をするということによろしいか。

事務局：皆さんのお話の中でいくつか視点がでていたが、先ほどの、集計の視点を変えたものを見て話を広げていくという資料はあった方が良いので、違う視点で見た資料を事務局で用意するという形でよいか。冒頭で委員長が言っていた活動年数の話があった以外、特に再整理という話は具体的には出ていなかったと思うが、話のポイントを踏まえてこういった情報があると話がしやすいという前提のもと、データを出す方法で良いか。

委員長：こういうデータがあると望ましいというところで、Q5以下を全部NPO法人化している、していない、今後法人化したいと考えているところごとに作っていただきたい。そのデータの整備によって、法人化しているかどうかで一定の傾向が出てくれば、例えばNPO法人の年会費が高い、あるいはNPO法人の事業収入の比率が高い、など法人化することによるメリットなどの傾向が、小田原のサンプルの中では見えてくるかもしれない。すると、法人化した方が新たな事業に取り組む、拡大するときに取り組みやすいという傾向が出てくるかもしれない。NPO法人化している、していない、今後法人化したいと考えているところごとに作れば、見えてくるのではないか。

委員：データをエクセルのシートで作成したのであれば、分類は法人ごとに分けられているものをソートすれば良いと思うので、せっかく回答があった全体が見えるよう、原本があってもよいと思う。自由意見が入ってくると膨大になるが、数字の分類で特化できるようになっていけば見やすい。

委員長：自由記述欄も重要である。最近では自由記述欄のキーワードを指定して分析ということも結構行なわれている。

委員：自分の団体では高齢化もあってNPO法人化は考えられない。意外と高齢化の話聞くので、構成員の年齢を入れていただければ良かったと思った。

委員長：今NPO法人でも世代交代が難しく、跡継ぎがないので法人を辞めたという話も聞く。片野委員が言われたように全データを渡されても読みづらいかと思う。

事務局：自由記述欄で枠の幅が違うこともあり、わかりづらいというのが正直な感想。ある程度まとめた形でお出しできればと考えている。

委員長：では、そのような形で加工して、先ほど出した意見をまとめて論点を作っていただくということによろしいか。次回またやりとりをするかもしれないが、よろしく願います。

### ■ 議題3 調査研究テーマについて イ 行政提案型協働事業のあり方について

委員長：それでは再開する。議題3「調査研究テーマについて イ 行政提案型協働事業のあり方について」まず事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料に基づいて説明)

委員長：ご質問、ご意見はあるか。確認だが、資料7の新しい案では、平成27年度の4月から募集、予算要求をすべて終えて、平成28年度の4月から新しい仕組みで始めるということが良いか。

事務局：おっしゃるとおりである。

委員長：先ほどのアンケートに戻るが、ぜひ仕事を委託してほしいという団体があった。以前この委員会でも確認したとおり、いわゆる協働ということで、市民提案型、行政提案型あるいは応援補助金以外にそれぞれの課の判断で市民活動団体に委託しているというものがそれなりにあった。資料6でいうと一つの制度の仕組みの改善策のイ競

争性という言葉があったが、そのように固定化していたところに別の団体が参入できる道を開けることもありうるという理解で良いか。

資料7の、「協働事業を実施できそうな団体」とあるが、できそうなどはどのように判断されるのか。

事務局：表現には困るところではある。市民提案型協働事業で、意識を持った団体には手を挙げていただいているものと考えているが、それ以外でも、何かきっかけがあれば協働事業に手を伸ばしてもらえる団体があるのではないかと、4月までの取り組みの中で情報収集して出していきたい、我々の裁量の部分がこういった表現になっている。

委員長：法人格の有無は問うのか。

事務局：問わない。ただし、協働事業をやっていただく団体には市の登録制度に登録をしてもらうようになっている。

委員長：資料6で、これは事務局も認識していることとは思うが、制度の仕組みの改善策（ウ）に記載されている「各課で事業を組み立てなくても、大きなテーマ（課題）のみ出すことを認めることで、団体から提案される事業の幅を広げる」が、（エ）にも関連するが、若干市民提案型に近よった形の行政提案型ということになりそうだが、どのくらいの幅を考えているか。例えば、以前子育て情報誌を作っていたかというのがあり、あの場合は子育て情報とかなり限定されていたが、もう少し幅を「子育て支援に関する情報の提供」と広げた場合には、その中から情報誌が出てくるかもしれない、そのくらいの幅か、あるいは「子育て支援に関すること」と広げるのか、そのあたりはどうか。

事務局：資料7の表題にも制度の見直しのイメージということを出している。改正案のテーマの決定として、各課で事業を組み立てなくても、大きなテーマを出すことも認めると出しているが、この例が委員長の言われた大きなテーマということになる。他市の事例でもあって、委員からの改善策としての案もあったが、なかなか大きなテーマという中でうまくいっている事例も少ないと感じており、どのレベルにするかは、これから検討していく中で、研究していきたいと考えているところである。

委員長：いずれにしても来年度に入ってから動き始めるので、あまりのんびりもしてられないことではある。もう少し細かい点については、次回あたり継続的に報告していただけるということによろしいか。

事務局：次回ご報告できるかはわからないが、動きがあるときは必ず当委員会で報告させていただきます。

委員長：ほかに、制度設計途上のこの機会にご意見ご質問があるか。

委員：予算の議決は議会だと思うが、過去に議決で否決されたという事例はあるか。

事務局：提案型協働事業とはまったく関係ないが、ここ最近では、地下街関係でいろいろと議会で議論があったり、閉校になった学校の活用事業の予算を行政から要求したが、内容の熟度が足りないという議会の判断で、認められなかったりという事例はある。

委員：前倒しにやるということはリスクを伴う。市と団体でずっとやってきたが議会で否決というのはなかなか厳しいかと参考に聞いてみた。

委員：提案された事業に対し、団体は一つに限られるのか、複数が相手となれるのか。

委員長：ジョイントで、ということか。現時点での考えはわかるか。

事務局：事業の設計自体は一つのテーマについて複数の団体から提案をいただき、審査の場において事業を採択していただくというのが基本の枠組みなので、基本は一団体という考え方になる。あとは事業の目的に対して複数の事業が組み合わせることでより良い効果があると判断した場合は、複数の団体と実施する可能性もあると考えている。

委員：そういうことができると、例えば環境で、落書き消し隊が消した後に、別の美化を考えているグループが何かを描くなどあるかもしれない。それが許されるかどうかは中身を検討してからでないといけないとは思いますが、そういうことも考えられるのではないか。

委員長：そういう可能性を排除するものではない。応募する際に複数の団体が集まって、指定管理者などでもよくあるように、ジョイントして企画を出してくるといったことはありうるのか。

事務局：募集要項などでは、想定していない状況であるが、実際に提案があったときには、お

そらく認めていく形になると思われる。また認めるかどうかを審査会に諮り、前向きな方向でご相談させていただくことになると思う。

委員 長：意外と他市でもこういった形はないかもしれない。P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）などではジョイントが前提となっているが、最近では指定管理者も民間とN P Oが一緒になっている例がある。こういう事業があってもよい。ほかに何かあるか。職員の意識を変えていくという部分については、何か取り組みはあるか。

事務局：見直しのイメージの中に、職員の意識を高めるということは載っていない状況だが、資料7改正案の、「他市の事例や市民活動団体の情報を各課に提供する」にあたって、意識啓発の年間計画を考えると、まだ考え方として整理されていないが、講演会や研修等の実施についても、検討していかなければならないと考えている。

委員 長：それでは今出た意見を参考に、よりよいものにしていただくようお願いする。

#### ■ 議題4 （仮称）市民活動交流センターについて

委員 長：それでは議題4「（仮称）市民活動交流センターについて」事務局から説明をお願いする。

（事務局 資料に基づいて説明）

委員 長：ご質問、ご意見はあるか。

委員：パブリックコメントについて、市民の意見をどのように聞くのか。

事務局：市内の公共施設に条例案と意見を記入する用紙を設置し、小田原市のホームページでも同じように意見を寄せられるという仕組みになっている。実施期間は市の広報でお知らせする。

委員 長：ホームページで見られるか。

事務局：ホームページでは、「パブリックコメント」と検索していただくと、同時期に実施しているパブリックコメント一覧が出るので、そこから見ていただくことも可能である。

委員 長：3月に設置条例を上程して議会で議決するわけだが、その時点では（仮称）は取れているのか。

事務局：取れている予定である。

委員 長：今までこの委員会でも（仮称）市民活動交流センターという名称で議論を続けてきたが、どういう段階で仮称が取れて正式な名称が決まるのか。

事務局：市内部で名称を検討して、3月定例会において上程する条例案に正式名称を盛り込み、議決により決定する。

委員 長：直接スケジュールに載るものではないと思うが、今年の1月の市民活動サポートセンター新春交流会で（仮称）市民活動交流センターについて説明されたが、その時点と現時点では開館の時期が異なっている。次回の新春交流会では最新情報を説明する予定はあるか。

事務局：新春交流会はサポートセンターの主催事業である。内容については現在打ち合わせをしているが、今の段階では説明する予定はない。昨年度は新春交流会の場を活用して、市が施設を設置していくことを登録団体に情報提供した。その後は皆様の意見をワークショップという形で収集してきている。今度は条例化することもあり、より広い範囲の皆様にご事業をお知らせする方法を考えていく。

委員 長：11月下旬に供用開始予定ということだが、これは条例を上程する時点で何月何日と決まっていると考えてよいか。市民活動サポートセンターの廃止とも連動してくると思うがいかがか。

事務局：3月定例会では新しい施設の設置条例と市民活動サポートセンターの廃止を併せて上程する。条例の施行日が施設の供用開始や廃止の日となる。条例の施行日の決め方も条例に当初から盛り込むか、日程に流動的な要素があると、規則の中に盛り込まれることもある。現時点では3月の条例上程までに日が明確に出るかは不明である。

委員 長：関連して、市民活動サポートセンターが閉館する時期と新しいセンターが開館する時期との間に空白が生じ、利用団体が両方とも使えない時期が生じる可能性はあるか。

事務局：生じないよう事務を進めている。

委員：もっと具体的になるが、会議室を予約する場合、新しい施設はいつからになるか。毎

月会議を行なう団体は多く、差し迫った問題になると思う。

事務局：新しい施設の会議室予約時期については、現時点ではまだお答えできない。市民会館の中小会議室の機能が新しいセンターに移ることになっているが、市民会館は1年前から予約ができる。新しいセンターと市民会館会議室の両方を使用できる時期が生じるので、お使いになる際に困ることはないと考えている。

委員：では3ヶ月前から予約できる等、まだ決まっていないということか。

事務局：検討している最中で、何ヶ月前から予約できる、とお答えできる状況ではないというところをご理解いただきたい。

委員長：市民会館会議室が一年前から予約ができるなら、来月に翌年の12月の予約が入れられるということか。

事務局：同時に使える時期であれば可能である。

委員：そういうことは、会議室を使いたい団体にどのように周知するのか。

委員長：現時点では、新しいセンターがまだ何月何日を持ってオープンするということが確定していないので、通常通り1年後を予約していただくしかない。

事務局：現時点では市民会館の予約の手続きをしていただきたいと思いますと考えている。

委員長：サポートセンター閉館と同時に市民会館を取り壊すわけではないので、市としても団体の不利益にならないよう取り計らうと思うが、そういう理解でよいか。

事務局：そのとおりである。

事務局：委員は、サポートセンターの会議室という意味で質問されたかと思うが、市からは市民会館の会議室を含め全体的な話をさせていただいた。現在のサポートセンターは3ヶ月前から予約ができる形となっている。新しい施設についても、オープン前何ヶ月前とはまだ言えないが、事前に予約いただけるようにしたいと思っている。時期については、今使われている方はもちろん、一般の市民にも分かる形で広報していきたいと考えている。現在のサポートセンターの会議室について、新しいセンターでは専用の会議室はなく、オープンスペースという市民活動スペースの中で活動をしていただく想定である。事前に予約を受け付けさせていただく予定であるが、それもあわせて市民の皆さんに周知していきたいと考えている。

委員：(仮称)市民活動交流センターは駐車場の一階だが、工期は駐車場施設整備工事の終了と同じか。

事務局：そのとおりである。

委員：工事開始がいつからとスケジュールに書いていない。駐車場は11月から着手となっているが、新しいセンターはこの中のどこかで工事をやるということか。

事務局：一体の工事なので、着手も一体と考えていただければと思う。

委員長：ほかに質問がないようなので、引き続き着々と進めていただければと思う。

## ■ その他

委員長：その他について事務局からお願いします。

(事務局 サポセン祭りのご案内と次回以降のスケジュールについて調整)

委員長：第13回市民活動推進委員会は、2月13日(金)9時から12時までとする。この日は市民活動応援補助金第1次審査と調査研究テーマを行う。

事務局：第2次審査の日程は3月7日(土)午前午後となるのでよろしくお願いします。

委員長：3月7日はプレゼンテーションを行なう団体数によって時間が変わってくるということか。

事務局：そのとおりである。

委員長：これをもって第12回市民活動推進委員会を終了とする。